

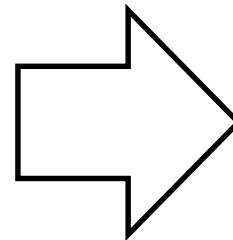
- 滋賀県では、UPZ内にある医療機関、社会福祉施設(29施設1,217人)のうち、医療機関、介護保険施設等、障害福祉サービス事業所等については、国の原子力災害対策本部から一時移転等の指示が出た場合における受入候補施設を、滋賀県災害対策本部にて医療機関、介護保険施設等、障害福祉サービス事業所等合計47施設との調整により確保。
- 救護施設についてはあらかじめ3施設を確保。何らかの事情で、あらかじめ選定した避難先施設が使用できない場合には、滋賀県災害対策本部が受入先を調整。

< UPZ内 >

施設区分		避難元施設	
		施設数	入所者数 (人)
医療機関(病院・有床診療所)		3	263
社会福祉施設	介護保険施設等	18	492
	障害福祉サービス事業所等	6	102
	救護施設	2	360
	小計	26	954
合計		29	1,217

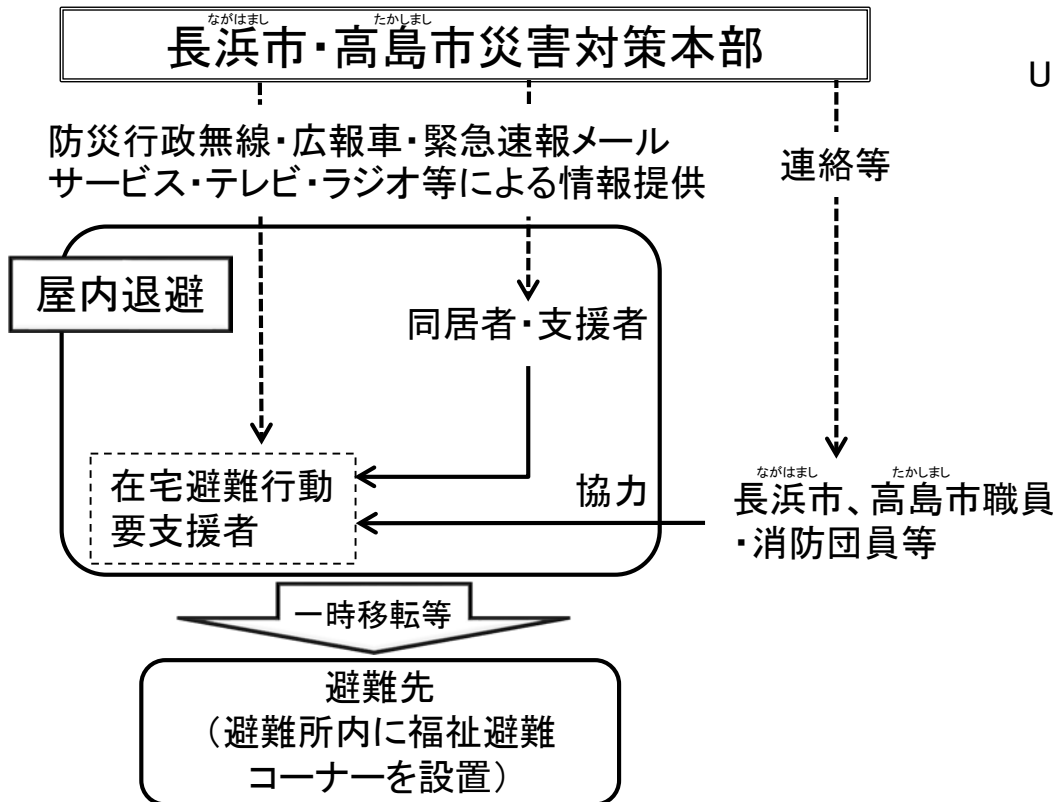
< UPZ外 >

避難先施設	
受入施設数	受入可能人数 (人)
11	950
23	1,314
13	411
3	360
39	2,085
50	3,035



障害福祉サービス事業所等、候補施設との調整により受入先を確保。救護施設についてはあらかじめ受入先を確保。

- 長浜市・高島市は、在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力する支援者に対し、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、長浜市・高島市が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は、避難先にて設置している福祉避難コーナーを利用。
- 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、長浜市及び高島市職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。
- なお、避難行動要支援者のバス等による避難においては、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩をとるなど健康に配慮した避難を行う。



UPZ 内の在宅の避難行動要支援者数(暫定値)

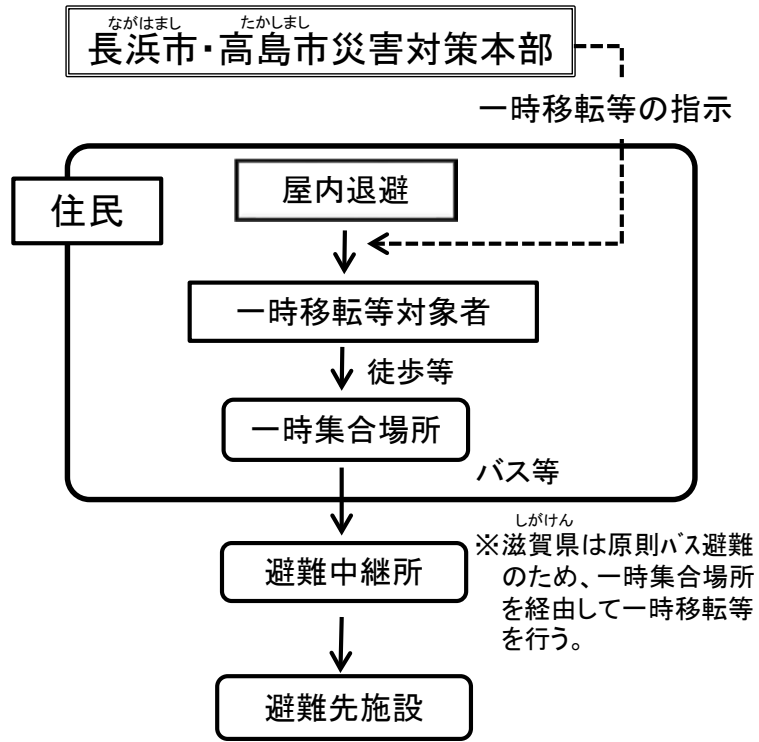
市町名	UPZ内(人)
ながはまし 長浜市	537(360)
たかしまし 高島市	814(814)
合計	1,351(1,174)

※1 ()内は支援者有り
※2 令和2年4月1日現在

- 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、OIL1に該当すると特定された区域及びOIL2に該当すると特定された区域に対し一時移転等を指示。
- 国の原子力災害対策本部の指示に基づき、^{ながはまし}長浜市・^{たかしまし}高島市災害対策本部より、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- ^{しがけん}滋賀県では、渋滞抑制の観点から、原則バスによる移動を実施。
- バス等による避難においては、身体的な負担を考慮し、避難中に休憩をとるなど健康に配慮した避難を行う。

＜UPZ内市町の避難先＞

※令和2年4月1日時点



※^{しがけん}滋賀県は原則バス避難のため、一時集合場所を経由して一時移転等を行う。

市町名	県内避難先	県外避難先
^{ながはまし} 長浜市 (23, 750人)	^{ながはまし} 長浜市内 ^{くさつ} 草津市 ^{こうかし} 甲賀市 ^{ひがしおうみし} 東近江市	^{おおさかし} 大阪市、 ^{さかいし} 堺市、 ^{きしわだし} 岸和田市、 ^{いずみおおつし} 泉大津市、 ^{かいづかし} 貝塚市、 ^{やおし} 八尾市、 ^{いずみさし} 泉佐野市、 ^{とんだぼやし} 富田林市、 ^{かわちながのし} 河内長野市、 ^{まつばらし} 松原市、 ^{いずみし} 和泉市、 ^{かしわらし} 柏原市、 ^{はびきのし} 羽曳野市、 ^{たかいし} 高石市、 ^{ふじいでらし} 藤井寺市、 ^{ひがしおおさかし} 東大阪市、 ^{せんなんし} 泉南市、 ^{おおさかさやまし} 大阪狭山市、 ^{はんなんし} 阪南市、 ^{ただおかちよう} 忠岡町、 ^{くまどりちよう} 熊取町、 ^{たじりちよう} 田尻町、 ^{みさきちよう} 岬町、 ^{たいしちよう} 太子町、 ^{かなんちよう} 河南町、 ^{ちはやあかさかむら} 千早赤阪村
^{たかしまし} 高島市 (27, 224人)	^{たかしまし} 高島市内 ^{おおつし} 大津市	^{おおさかし} 大阪市、 ^{とよなかし} 豊中市、 ^{いけだし} 池田市、 ^{すいたし} 吹田市、 ^{たかつきし} 高槻市、 ^{もりぐちし} 守口市、 ^{ひらかたし} 枚方市、 ^{いばらきし} 茨木市、 ^{ねやわし} 寝屋川市、 ^{たいとうし} 大東市、 ^{みのおし} 箕面市、 ^{かどまし} 門真市、 ^{せつし} 摂津市、 ^{しじょうなわてし} 四條畷市、 ^{かたのし} 交野市、 ^{しまもとちよう} 島本町、 ^{とよのちよう} 豊能町、 ^{のせちよう} 能勢町

※なお、避難先施設が被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数での受入ができない場合は、()内の避難先、^{おおさかふ}大阪府又は関西広域連合等において避難先の調整を行う。

- 滋賀県及び長浜市は、警戒事態で災害警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 滋賀県は住民の一時移転等に備え、滋賀県バス協会に緊急時における輸送力確保の協力協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 長浜市は、職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。
- 市内、県内避難を優先的に検討し、自然災害等により県内での受入れが困難な場合は県外に避難。
- 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートにより避難を実施。



【主な県外避難経路】
 国道303号→国道8号→北陸自動車道
 (小谷城SIC)→名神高速道路→京滋
 バイパス→第二京阪道路→近畿道→
 阪和道→堺泉北道路(綾園出口)→
 国道26号

【長浜市内の避難経路】
 ・国道365号
 ・国道8号
 ・湖岸道路
 ・北陸自動車道 等

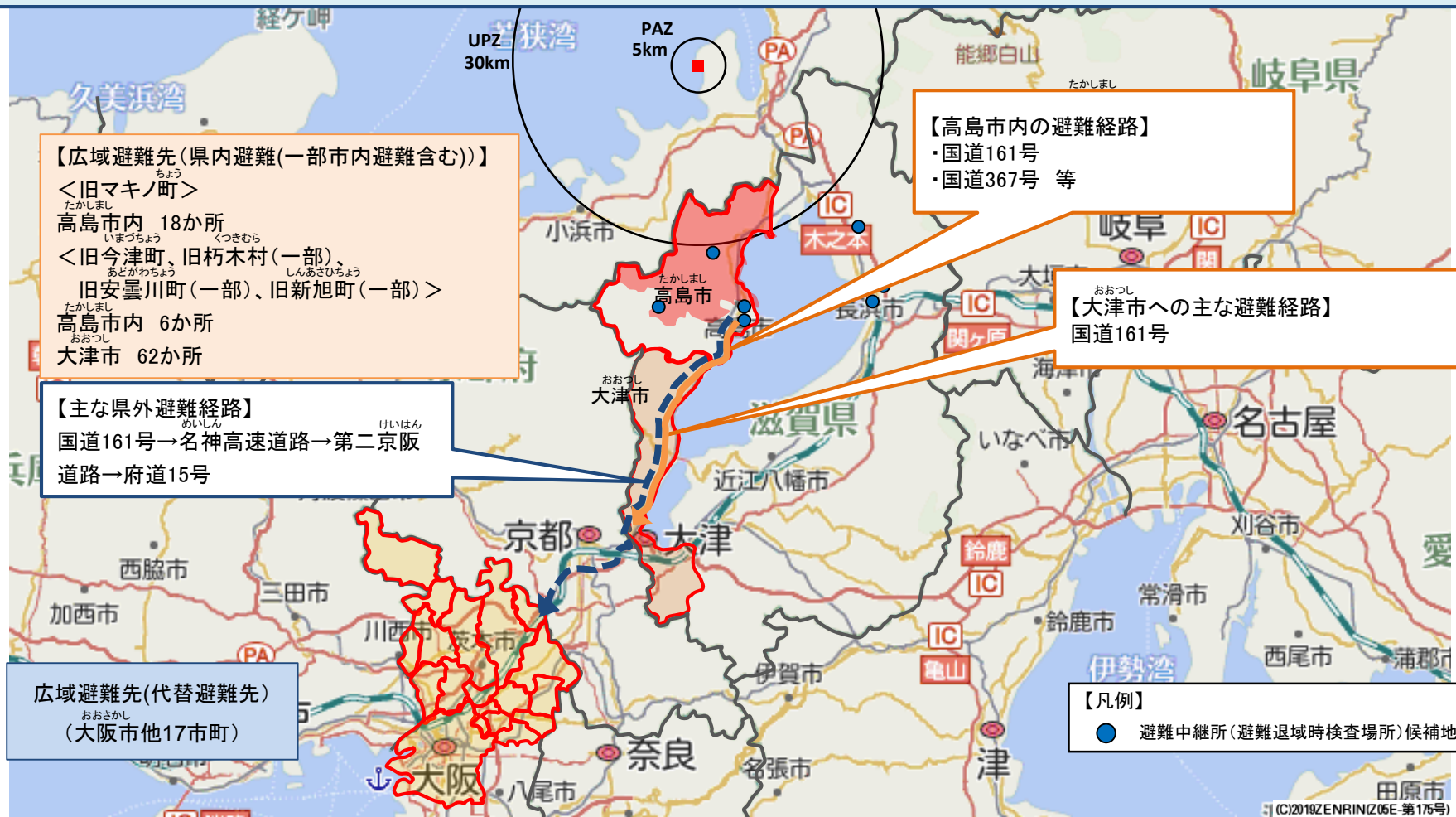
【長浜市外の主な避難経路】
 国道303号→国道8号→北陸自動車道
 (木之本IC)→名神高速道路(八日市IC)

【広域避難先(県内避難)】
 <旧西浅井町、旧余呉町、旧木之本町(杉野・高時・伊香具)>
 東近江市 33か所
 <旧木之本町(木之本)、旧高月町(七郷・高月・富永)>
 甲賀市 75か所
 <旧高月町(古保利)、旧湖北町(小谷(一部)・速水(一部))>
 草津市 30か所

広域避難先(代替避難先)
 (大阪市他25市町村)

【凡例】
 ● 避難中継所(避難退域時検査場所)候補地

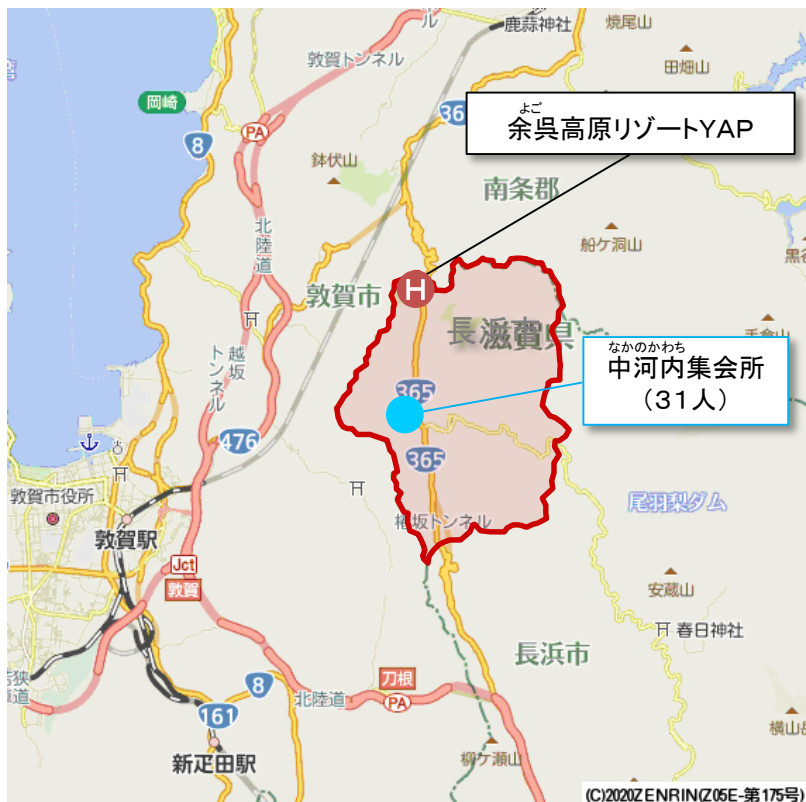
- 滋賀県及び高島市は、警戒事態で災害警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 滋賀県は住民の一時移転等に備え、滋賀県バス協会に緊急時における輸送力確保の協力協定に基づき、バスの派遣準備を要請。
- 高島市は、職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、一時移転等の対象となる各地区に職員を配置。
- 市内、県内避難を優先的に検討し、自然災害等により県内での受入れが困難な場合は県外に避難。
- 地区毎にあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートにより避難を実施。



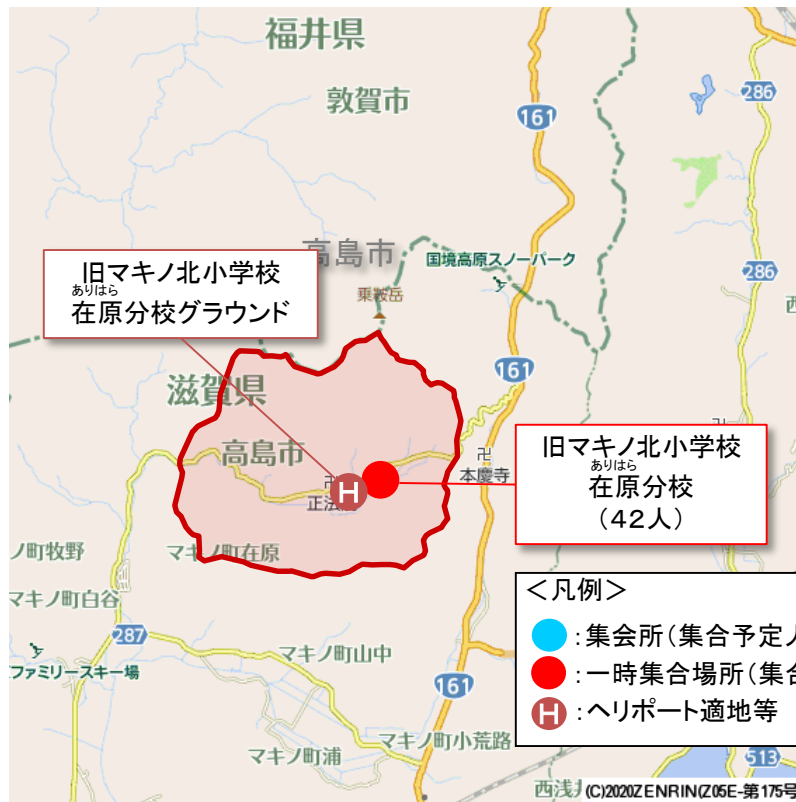
自然災害等により孤立した場合の対応（滋賀県）

- UPZ内では全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- 長浜市内・高島市内のUPZにおいて自然災害の発生等により孤立するおそれが高く、避難にあたり道路が使用できないような場合には、空路での避難体制が整うまで屋内退避を継続し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- 家屋で屋内退避ができない場合は、一時集合場所や集会所等で屋内退避を行う。一時集合場所や集会所等には、屋内退避が長期化したときの生活用品等の備蓄を実施。
- 道路管理者等は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

例：長浜市余呉町中河内



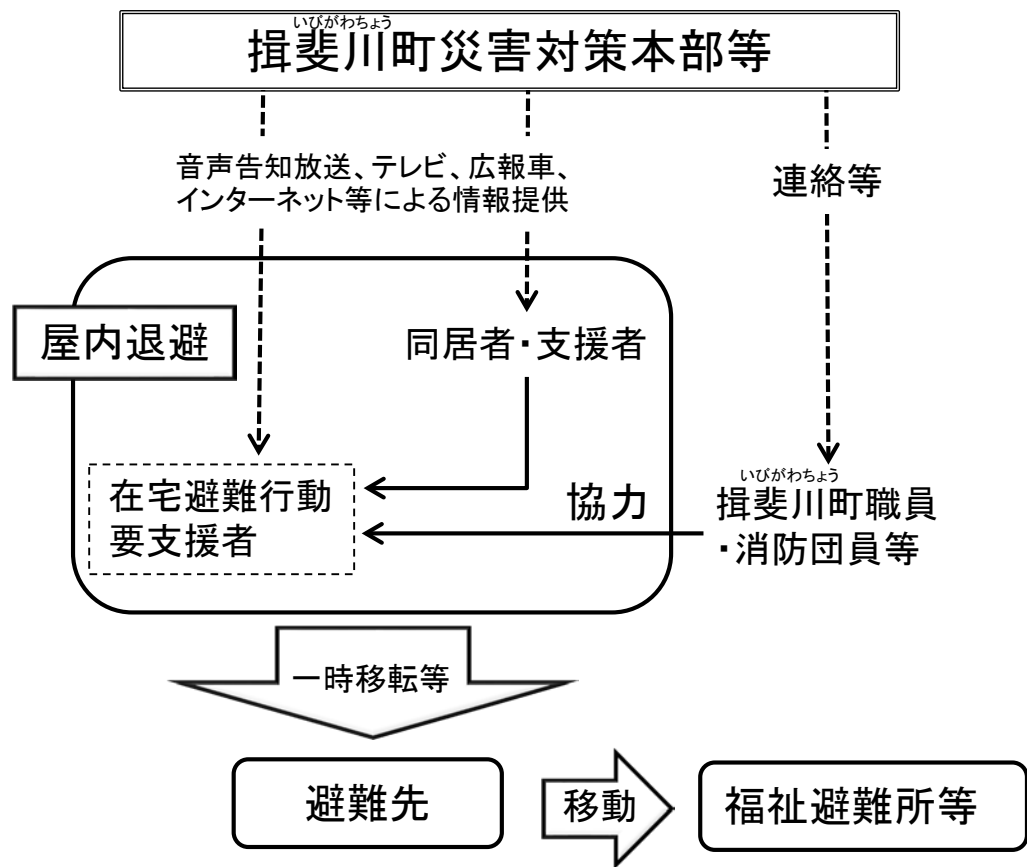
例：高島市マキノ町在原



<凡例>
 ● : 集会所 (集合予定人数)
 ● : 一時集合場所 (集合予定人数)
 H : ヘリポート適地等

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、電話、音声告知放送、テレビ、広報車、インターネット等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、揖斐川町が準備した福祉避難所等に一時移転等を行う。
- 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、揖斐川町職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。

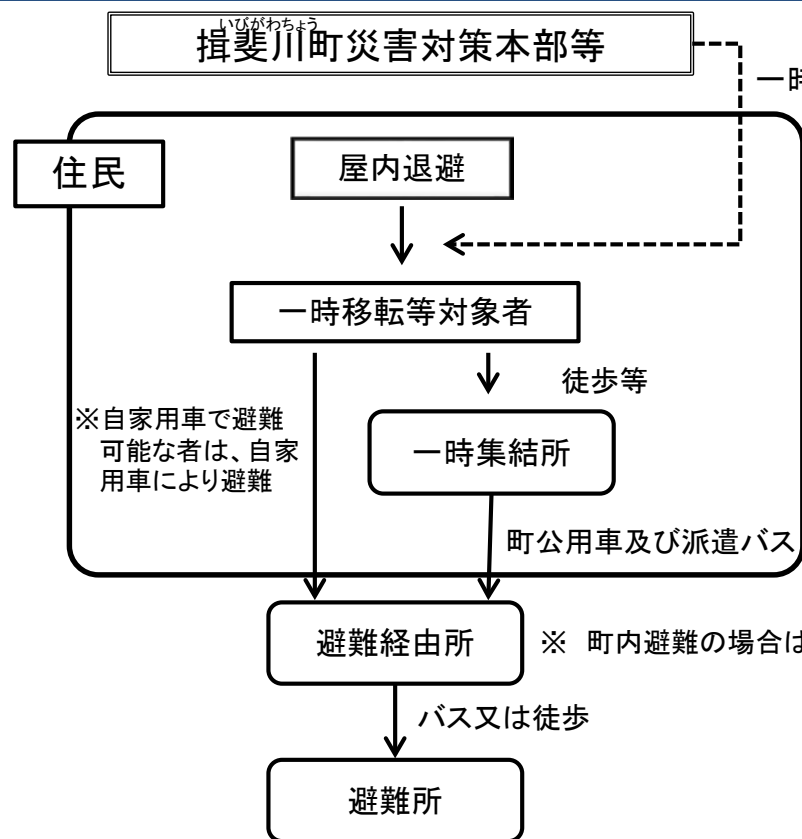


UPZ 内の在宅の避難行動要支援者数

町名	UPZ内(人)
揖斐川町	7(7)

※1 ()内は支援者あり
※2 令和2年4月1日現在

- 国の原子力災害対策本部は、緊急時モニタリングの結果に基づき、OIL1に該当すると特定された区域及びOIL2に該当すると特定された区域に対し一時移転等を指示。
- 国の原子力災害対策本部の指示に基づき、揖斐川町災害対策本部等より、電話、音声告知放送、テレビ、広報車、インターネット等を用いて一時移転等の指示を伝達。
- 当該住民は避難計画で定めている避難先へ一時移転等を実施。
- 岐阜県では、一時移転は原則自家用車で行くが、自家用車で避難できない住民は、揖斐川町災害対策本部等が準備する町公用車で行い、車両が不足する場合は岐阜県と岐阜県バス協会との緊急・救援輸送に関する協定に基づく派遣バスにより避難を行う。



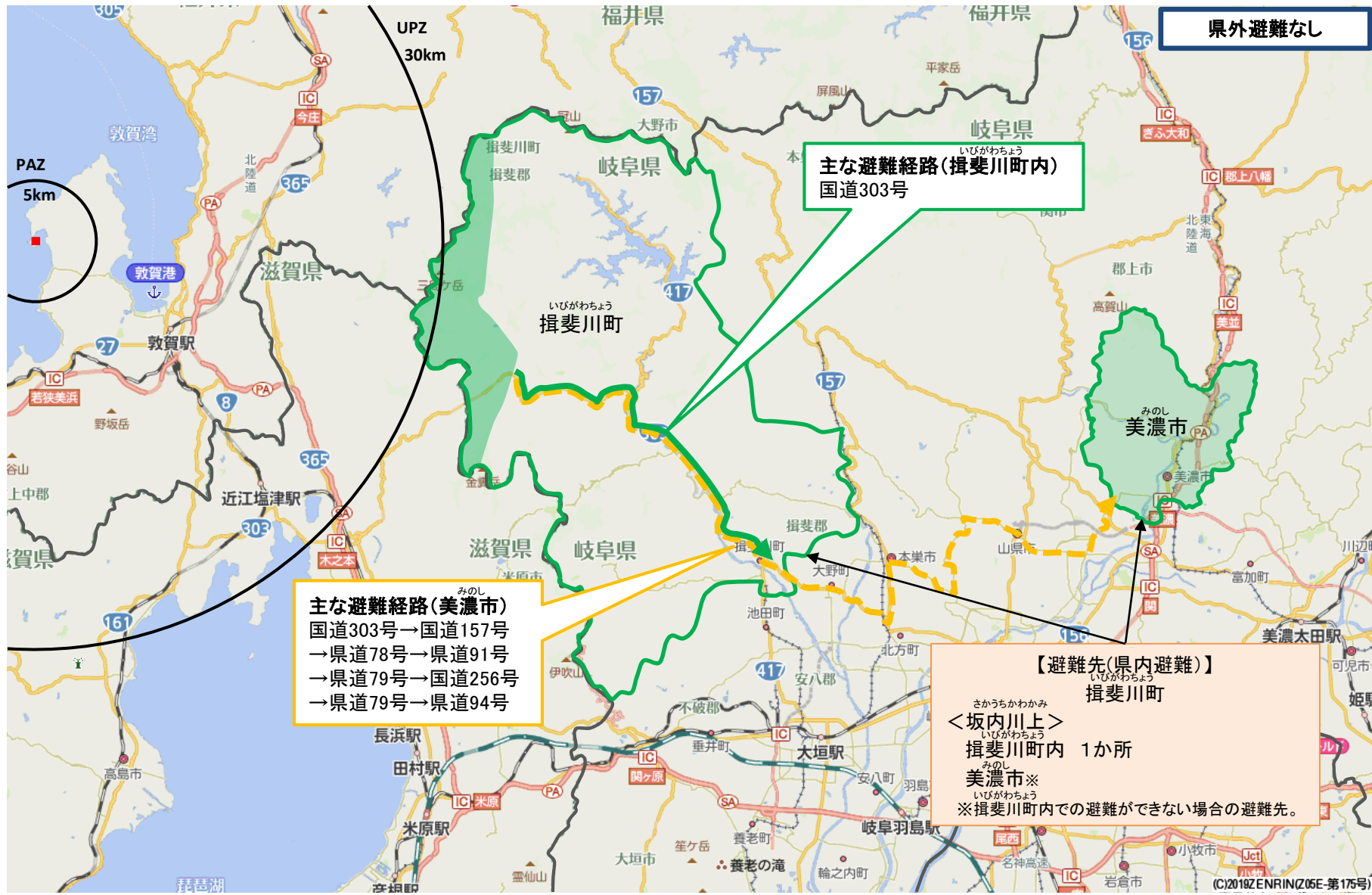
<UPZ内の避難先>

※ 令和2年4月1日時点

町名	県内避難先	県外避難先	
揖斐川町 49人	揖斐川町内・(美濃市)	—	—

※なお、避難先施設が被災等のやむを得ない事情により、事前に定めた人数での受入ができない場合は、()内の避難先又は岐阜県において避難先の調整を行う。

➤ あらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

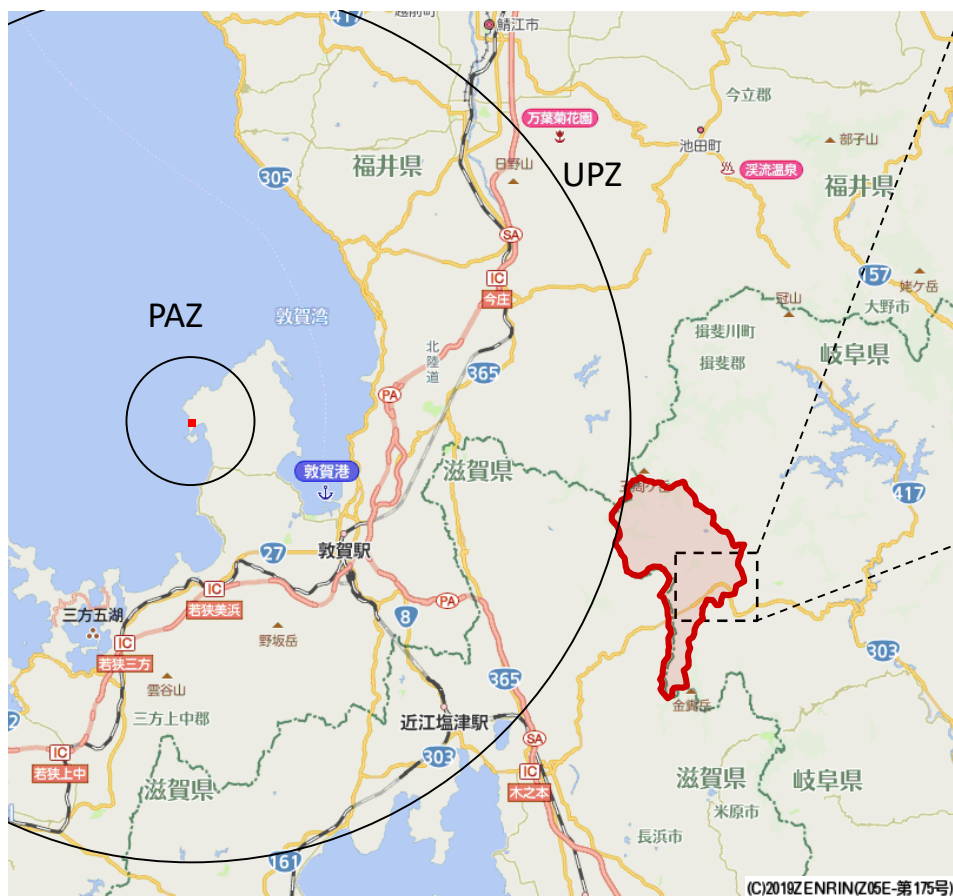


自然災害等により孤立した場合の対応（岐阜県）

ぎふけん

- UPZ内では全面緊急事態となった場合、屋内退避を行う。その後、住民避難等の指示が出た場合には、一時移転等を実施。
- UPZ内の中山間地域については、自然災害の発生等により、道路が使用できず住民が孤立した場合は、空路での避難体制が整うまでは、放射線防護対策施設にて屋内退避を実施し、避難体制が十分に整った段階で一時移転等を実施。
- また、道路管理者等は、孤立した地区の避難路を優先して、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。

中山間地域 坂内川上地区



<凡例>

● : 放射線防護対策施設 (収容可能者数)

H : ヘリポート適地等

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合など、関係自治体の要請により実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)が必要に応じ支援を実施。

暴風雪や大雪時などにおけるUPZ内の防護措置

- 暴風雪や大雪時など、気象庁から特別警報等が発表された場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、一時移転等を実施。

＜全面緊急事態で天候が回復した場合＞

